

記入見本 ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください

【任意継続健康保険を希望される方は、本申請書にご記入のうえ退職後 20 日以内に提出してください】

【任意継続健康保険を希望される方は、本申請書にご記入のうえ退職後 20 日以内に提出してください】

被保険者→人事G→健保

※ 健 保 使 用 欄	任意継続被保険者	任取得時保険料(単月)
	保険者証記号番号	212-
	資格取得年月日	年 月 日
	資格喪失年月日	年 月 日
	証交付年月日	年 月 日

理事長	常務理事	事務長	担当者

受付日付印

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

虹技健康保険組合 理事長殿

下記のとおり申請いたします。

押印を  
忘れずに

⑦退職前の保険者証の記号番号、①～④は被保険者についてご記入下さい。

⑦ 勤務していた時の被保険者証記号番号	211 - 1478523	④被保険者氏名	健保 康太郎	⑤性別	男・女
⑧ 被保険者の住所電話番号(自宅・携帯)	〒 671-**** 姫路市大津区〇〇町●丁目*-1 自宅 079 (236) **** 携帯 090 (1234) 5678	② 生年月日(喪失日年齢)	昭和 平成 西暦 ■■年■月■日 **歳	⑨ 資格喪失時の標準報酬月額	, 000 円
④ 勤務していた事業所名称・所在地	虹技 株式会社 姫路市大津区勸兵衛町 4 丁目 1 番地	⑩ 資格喪失年月日(退職日の翌日)	平成 西暦 30年 7月 1日	② 保険料の納付方法 納付は銀行振込にてお願いします。 (③退職が月の途中の場合、初回分、例外あり) 毎月 ①振込 ②口座振替 ③ご本人が銀行で手続きをしてください	

②退職日の翌日です。この日から任意継続被保険者証をお使い下さい。

②納付書では振込ができません。納付書の納入期日の前日までに健保口座に振込んでいただけますようお願いいたします。

退職日に認定されていた被扶養者を引き続き扶養する場合のみ記入してください。就労可能年齢(学生を除く)の方は、直近の『所得(課税・非課税)証明書』が必要です。(新たに異動がある場合は別途、「異動届」の提出が必要です)

健康保険 被扶養者届 (資格取得時)

被扶養者氏名	性別	続柄	生年月日	収入の有無、年収【種類:パート等】
ケンボ クミ	男	妻	●●年●月●日	約 80 万円 【パート】
健保 くみ	女	妻	●●年●月●日	有 無 【パート】
ケンボ アイ	男	長女	△年△月△日	約 万円 【大学生】
健保 あい	女	長女	△年△月△日	有 無 【大学生】
	男	嗣・職	年 月 日	約 万円
	女	嗣・職	年 月 日	有・無 【 】

※別居先住所を「備考欄」にご記入ください。

備考 東京都△区△△1丁目●番●号 ○○○○

退職以前より、被扶養者として認定されている方全員をご記入ください。任意継続中に新たに被扶養者の『認定』または『削除』に関しては直接、健保組合にご連絡ください。

任意継続の申請をされる際、注意事項を充分ご理解のうえ、口に✓をしてください。

任意継続申請時に以下の事項に同意し、右の□に✓をしてください。

以下の事項、了承いたしました。

- ◆ ◆ ◆ 申請時の注意 ◆ ◆ ◆
- 【加入条件】
    - 退職日までに継続して2ヶ月以上被保険者期間があること
    - 退職日の翌日から20日以内に申請書を提出すること(特別な事情で遅れた場合は、別紙『事由書』を提出)
  - 【加入期間】
    - 任意継続被保険者となってから2年間です。一度加入されますと次の理由以外では脱退・喪失できません・・・「国保」に加入、「家族の扶養に入る」などの理由では喪失できません。以下( )内は喪失日
      - 被保険者期間が2年に達したとき・・・(資格取得日から2年経過の翌日)
      - 就職等により他の健康保険の被保険者になったとき・・・(他保険資格取得日)
      - 被保険者が亡くなったとき・・・(死亡日の翌日=被扶養者共に喪失します)
      - 健康保険料を納付期日までに納めなかったとき・・・(納付期日の翌日)
      - 被保険者が後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入されたとき・・・(75歳誕生日、障害認定日)
  - 【保険料】
    - 保険料は退職時の標準報酬月額によって決定されます。(前年9月末の平均標準報酬月額と比べて低いほうの額で計)
    - 保険料は事業主負担分がありませんので全額自己負担になります
    - 保険料納付期日は毎月10日です(10日が土日、祝日の場合は翌営業日。出来るだけ前日にお願います)
    - 月の途中で資格取得された場合は、取得月の保険料を健保の指定日までに納めてください